

第8期札幌市子どもの権利委員会 第2回委員会

会 議 録

日 時:2026年5月7日(木)午後6時開会

場 所:大通バスセンタービル2号館 2階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 定刻となりましたので、第8期札幌市子どもの権利委員会第2回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、4月の人事異動によりこちらに着任し、事務局を担当することになりました子ども未来局子どもの権利推進課長の柄澤と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、事務局より、5点ご報告をさせていただきます。

まず、委員の出欠状況ですが、本日は、F委員、H委員、G委員からご欠席との連絡をいただいております。

C委員は、後ほどいらっしゃる予定です。

続きまして、委員の交代についてご連絡がございます。

札幌市民生委員児童委員協議会からご就任いただいております中村委員に代わり、令和8年2月から新たに内山恵子委員にご就任いただいております。

内山委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○内山委員 初めまして。

今、ご紹介いただきました内山恵子と申します。初めて参加させていただきます。

ここでどのようなお話をされているのか、楽しみに参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) ありがとうございます。

なお、お手元の委員名簿につきまして、その他変更等がございましたら、随時、事務局までお知らせ願います。

次に、委員会の成立についてです。

本日の会議につきましては、委員数15名のところ、現時点で参加委員数が11名ですので、委員数の過半数に達しており、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例施行規則第18条第3項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

まず、子どもの権利救済事務局から、品川代表子どもの権利救済委員でございます。

続いて、子ども未来局子ども育成部から、前田子ども育成部長、二渡子ども企画課長、馬場子どものくらし・若者支援担当課長、そして、子どもの権利推進課長の私、柄澤でございます。

なお、前田子ども育成部長は、子どもの権利救済事務局長、私、柄澤は、子どもの権利救済事務局次長を兼務しております。

引き続き、子ども未来局からは、子ども企画課、子どもの権利推進課、子どものくらし・若者支援担当課、児童相談所、東部児童相談所、子どもの権利救済事務局の各係長が出席しております。

また、教育委員会からは、教育課程担当課、児童生徒担当課、教育相談担当課、教職員育成担当

課より、5名の担当係長が参加しております。

本日出席の職員の紹介は、以上でございます。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。

資料につきましては、事前に郵送にてお送りさせていただいておりました「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和7年度取組状況報告書の1点を使用する予定になっております。

お手元がない方はお知らせ願います。

なお、お配りした資料から差し替えていただきたいページが2か所ございまして、机上に配付させていただいております。お配りしたものは、13ページと27ページの部分になっております。

お手元がない方はいらっしゃいませんか。

それでは、会議の開催に当たりまして、前田子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○前田子ども育成部長 皆様、お疲れさまです。

子ども育成部長の前田でございます。

この4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、日頃から様々な場面で札幌市の子ども施策に対し、多大なご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

また、本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この第8期子どもの権利委員会は、昨年7月から活動を行っておりまして、今回が2回目の開催となります。

子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく附属機関として設置をしております。

条例の制定当初から、15歳以上の子どもを含む委員会として続いておりまして、子どもの主体的な参加や意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れることができる委員会でございます。

本日ご審議いただくのは、この条例に基づく令和7年度の取組状況についてでありまして、これは、令和7年度から令和11年度までを計画期間としています第4次子どもの権利に関する推進計画の初年度の取組のご報告となります。

皆様には、子どもの権利の保障状況をご検証いただき、率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) それでは、ここからは、権利条例施行規則第18条第2項の規定に基づきまして、寺島委員長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○寺島委員長 こんにちは。

寺島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、1点、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和7年度取組状況報告についてとなっております。

なお、19時30分頃をめどとして、事務局へ進行をお戻ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長)「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和7年度取組状況についてご報告をさせていただきます。

早速、表紙をめくっていただきまして、裏面をご覧ください。

第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画では、基本理念として、子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまちを掲げております。

本日は、この理念の実現に向けた令和7年度の主要な指標の状況と各基本目標に沿った具体的な取組についてご説明いたします。

報告書の構成は、目次にありますとおり、1ページから5ページで取組の概要、6ページ以降で取組の状況を記載しております。

それでは、1ページをご覧ください。

取組の概要からご説明いたします。

まず、子どもの権利の推進に向けた主な取組についてでございます。

黒い四角の一つ目、主な理解促進・意識向上の取組としまして、学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携しながら、卒業までの3年間に使っていただける想定で、小学校4年生、中学校1年生の全児童生徒に配付いたしました。また、市内の認可保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者を対象に、乳幼児保護者向けリーフレットの配付、そして、子どもから作品を募集した子どもの権利せんりゅう・ポスター展を計3回開催いたしました。

次に、四角の二つ目、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としまして、令和7年度も子どもの意見表明・参加の代表的な取組に当たる子ども議会を実施いたしました。また、市政に気軽に提案や意見を言うことができる取組として、市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキを学校などに配付し、計287通の回答が寄せられたほか、子どもを対象としたアンケート、ワークショップの実施や附属機関等への子ども委員の積極的な登用を推進しました。

続きまして、中段の子どもの権利に関する推進計画の指標等の状況でございます。

統計調査の概要をご覧ください。

推進計画の成果指標の状況は、令和5年度に実施した「子どもに関する実態・意識調査」を当初値と設定し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用しているところでございます。

その横の令和6年度は、0歳から5歳の子どもがいる世帯を対象とした「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」、令和7年度は、子育て世帯の対象幅を0歳から18歳の子どもがいる世帯に広げ、また、インターネットで広く回答を募るオープン調査という手法を用いて、各年度の状況を把握いたしました。

時代の情勢やほかの必要なデータとの兼ね合いで、毎年度、調査対象者や手法が異なるので、単純な経年比較は困難な点がございますが、何とぞご容赦いただければと思います。

まず、子どもの権利に関する指標から見える現状と課題についてご報告いたします。

1ページ後段にある活動指標の表をご覧ください。

子どもの権利についての認知度です。

令和7年度の調査では、子どもで70.8%、大人で78.6%となりました。大人においては、目標値である75.0%を達成する結果となり、これは、条例制定時からの継続的な普及啓発の取組が幅広い子育て世代に着実に浸透してきた成果であると考えております。

一方で、2ページ目の上段の成果指標の表をご覧ください。

子どもの権利が大切にされていると思う人の割合については、子どもが44.4%、大人が38.2%にとどまっております。

この問いに対しては、中段の棒グラフをご覧いただきたいのですが、大人、子どもともに、「わからない」と回答した割合が約4割となっています。

さらに、その下の円グラフから、「わからない」と回答した層の約7割が、子どもの権利について、「聞いたことはあるが、内容がわからない」あるいは「聞いたことはない」と回答しています。

これについては、後段にあるまとめにも記載しておりますが、子どもの権利という言葉自体の普及には一定の成果が見られるものの、その具体的な内容の理解や実際に権利が守られているという実感に至るまでには課題があるということが分かってまいりました。

そのため、今後は、子どもの権利が大切にされていると実感し、また、自らの可能性を信じられるよう、子どもの権利の内容理解に向けた具体的な取組やいじめや虐待などの防止に向けた取組を、より一層、強化してまいります。

成果指標等の状況に関するご説明は、以上となります。

続きまして、3ページをご覧ください。

子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターの取組についてです。

本日は、ご出席いただいております品川代表子どもの権利救済委員からご説明をいただきます。

○事務局(品川代表子どもの権利救済委員) 私からは、子どもアシストセンターの活動状況報告についてご説明させていただきます。

子どもアシストセンターは、子どもや保護者などからの子どもに関わる悩みに幅広く応じ、子どもが権利侵害を受けているときには実際の救済までを行う行政から独立した第三者機関でございます。

相談をお聞きする中で、必要な場合には、子どもの立場に立って関係機関に働きかける調整活動も行っています。

私たちは、相談者の思いを受け止め、寄り添い、共に考えながら、子どもが次のステップを踏めるよう、助言・支援しております。

それでは、令和7年度の子どもアシストセンターの取組につきましてご説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。

最初に、四角の1番目、相談件数につきまして、令和7年度の実件数、つまり相談者数は1,141件で、前年度に比べて5.1%増えております。延べ件数、つまり総相談件数は3,041件で、前年度と比べて5.9%減となりました。

資料には記載していませんが、相談内容としましては、子どもからは友人関係や精神不安、大人からは親子・きょうだい関係や教職員との関係など、様々なものがございました。

続きまして、四角の2番目、調整活動の件数ですが、令和7年度は25件の案件について実施し、そのうち8件は学校が調整先でした。

調整活動は、誰が悪いのかと責任を追及するということではなく、人と人をつなぎ、当事者同士の前向きな対話によって子どもの置かれた状況が改善されることを目的に行っております。

続いて、四角の3番目、救済の申立てでございます。

救済の申立てにつきましては、3件の申立てを受理し、1件については調査を実施し、ほか2件については、調査対象外であることから、調査を実施しませんでした。

以上の活動実績につきましては、資料14ページ以降においてさらに詳しい数値などを掲載しておりますので、ご参照ください。

3ページ目にお戻りください。

最後に、四角の4番目、関係機関との連携についてです。

子どもに関する様々な相談に対応する中で、内容によっては、アシストセンターだけで解決を図ることが難しい場合もございます。そのため、私どもは、行政機関だけでなく、民間団体も含めた幅広い連携を大切にしております。

令和7年度も、様々な機会を捉えて、子どもアシストセンターの活動について説明をさせていただき、活動へのご理解、ご協力をお願いしていました。

今後も、子ども一人一人の声に丁寧に耳を傾け、その子にとって最もよいことは何かということを真摯に考え、相談・救済活動をしていきたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 続きまして、4ページをご覧ください。

子どもの権利に関する教育委員会の取組でございます。

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめや不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めました。

なお、取組の一つである教職員向け研修として、教職員が権利条例についての理解を深められるよう、新任管理職研修や初任段階の研修などで子どもの権利に関する講義を行ったほか、正しい子ども理解と適切な支援につなげるため、令和6年度から、教育センター専門研修において、いじめや不登校、虐待対応等について、対象者を区分した研修講座を拡充しております。

研修の詳細については、この後の具体的な取組を掲載した8ページから11ページにもございますので、後ほどご覧いただければと思います。

教育委員会の取組概要については、以上となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

ここからは、取組の状況として、第4次子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況について、計画の体系に沿って掲載しております。その中から主なものを個別に説明させていただきたいと思います。

まず、推進計画の基本目標1、子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実から、子どもの権利を大切にする社会に向けた取組としまして、子どもの権利の普及啓発、理解促進の取組を行いました。

具体的には、パンフレットや広報誌の配付、出前講座の実施に加えまして、冒頭にもご説明いたしましたが、さっぽろ子どもの権利の日事業としまして、子どもの権利せんりゅう・ポスター展を開催いたしました。

なお、展示は入選作品以上でございましたけれども、応募に当たって、子どもたちに子どもの権利について考えてもらうという過程も重要な取組として捉えておりまして、令和7年度は658作品の応募がございました。

最優秀作品につきましては、8ページの右上に掲載しております。

また、学校教育における理解促進に向けた取組としまして、概要でご説明した教員研修の実施に加え、11ページから12ページにかけまして、子どもが主体的に活動するさっぽろっ子自治的な活動の取組例を二つ掲載しております。

このほか、子どもを受け止め、育む環境づくりとして、①青少年健全育成の取組や②子どものくらし支援コーディネート事業、③子ども・若者の居場所づくりの取組を掲載しております。

少し飛びまして、14ページの中段からは、子どもの権利侵害から子どもを守る取組としまして、子どもアシストセンターの取組の詳細、また、16ページの後段には、子ども・若者の可能性を広げていくた

めの多様性のある社会の推進として、3点の取組を掲載しております。

特に、3点目の共生社会の実現に向けた取組は、つながるさっぽろ条例の施行が挙げられるところでございます。

次に、17ページでございます。

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの取組においては、子どもの意見表明の促進としまして、子ども議会や市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキの取組がございます。

特に、子ども議会は、未来を担う子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組として、平成13年から続くものとなっております。

めくっていただきまして、18ページの下段には、子ども未来局以外で実施した子どもの参加と意見表明の機会の取組も掲載しております。

③の説明にもございますけれども、こども基本法においては、子ども施策の策定に当たって、子どもの意見反映に必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられていることから、本市もより一層の充実化を図るため、まちづくりへの子どもの参加や市政に子どもの意見を反映する取組を推進しております。

次に、また少し飛びまして、21ページでございます。

以降は、児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援に関する取組を掲載しております。

まず、児童相談体制の強化といたしまして、22ページの上段に移りますけれども、親権者等の同意を得られない一時保護開始に係る司法審査の導入や東部児童相談所の開設などがございました。

また、23ページになりますけれども、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援といたしまして、里親支援センターの設置や社会的養護自立支援拠点を開設いたしました。

いずれも、令和7年度に新たに行った取組となっております。

さらに、ヤングケアラーへの支援としまして、24ページになります。

②の専門相談窓口の設置、③の当事者同士が気軽に悩みを打ち明けられ、交流できる居場所の機能と必要に応じて連携支援を行う相談支援機能を備えたヤングケアラー交流サロンの定期開催、25ページに移っていただきまして、⑤のヤングケアラー世帯への訪問支援事業の実施により、家事や育児等の支援や家庭環境を整え、ヤングケアラーの負担を解消・軽減することを目的に、不安や悩みの傾聴を行いました。

続きまして、25ページから26ページにかけては、子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組といたしまして、子どもをいじめから守る取組や子ども・若者の命を守る取組について掲載しております。

なお、26ページの上段の①自殺予防事業では、全ての市立学校に心の健康観察アプリを導入いたしまして、日々の健康観察やアンケートを通じて子どもの悩みやSOSの早期発見、組織的な対応の

徹底を図りました。

続きまして、27ページの基本目標2、ライフステージの各段階における環境の充実についてご説明いたします。

まず、子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実といたしまして、切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援から、困難を抱える若年女性支援事業LiNKの取組を掲載いたしました。

10代後半から20代の女性を主な対象に、SNSでの呼びかけや繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援を行っており、令和6年度から地下鉄駅や商業施設などで周知を強化した結果、SNSを中心として相談人数が大幅に増加いたしました。

続きまして、28ページをご覧ください。

学齢期・思春期における環境の充実といたしまして、不登校の子どもへの支援となります。

子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、全ての小学校、中学校等に相談支援パートナーを配置して、きめ細やかな支援を行いました。

また、下段の④でございすけれども、市内6か所の教育支援センターにおいて、社会的自立に向けたプログラムを実施したほか、サテライトの開所やメタバース、仮想空間を活用したオンラインコースでの支援も試行実施いたしました。

さらに、⑤児童生徒を取り巻く問題解決への支援といたしまして、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが学校を担当する体制とし、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関とのネットワークを活用して問題解決に向けた活動を進めました。

最後に、青年期における環境の充実といたしまして、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実すべく、市内5か所の若者支援施設を拠点として、若者の社会的自立に向けた支援や交流、社会参加のきっかけづくりの実施や、高校中退者等を対象とした高卒認定資格取得や高校入学に向けた学習支援にも取り組みまして、令和7年度には、11名が高卒認定資格を取得し、1名が高校入学試験に合格いたしました。

結びになりますけれども、冒頭でご説明いたしました成果指標のとおり、これからは、子どもたちが自分の権利が大切にされていると心から実感し、自らの可能性を信じられる社会をつくっていくことが不可欠となります。

子どもの権利が大切にされている社会の実現に向けまして、引き続き、委員の皆様からのご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本報告書につきましては、皆様からご意見等をいただいた後、札幌市議会に報告する予定となっております。つきましては、皆様の視点からの貴重なご意見をいただきたく存じます。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

○寺島委員長 それでは、意見交換に移りたいと思いますが、あらかじめご欠席の方からご意見、ご質問をいただいておりますら、事務局よりご紹介いただけますでしょうか。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 特段のご意見、ご質問はいただいております。

○寺島委員長 それでは、改めて、意見交換をいたしたく思います。

質問も含めて、ご意見のある方はお願いします。

○D委員 公募委員のDです。

2点ございます。

1ページに附属機関等への子ども委員の積極的な登用を推進と記載されていますが、本委員会でも、いじめ被害者やヤングケアラー等の当事者枠を新設することが選択肢として考えられると感じております。

現在も、例えば、第5次さっぽろ子ども未来プランのキッズコメントを募集したりなど、子どもの意見の反映のための措置が講じられていますが、いじめ被害者やヤングケアラーの意見を施策検討の参考にする機会が少ないのが現状であります。その結果、大人やキッズコメントを投稿したいじめ経験があるかが分からない子どもたちの意見に依拠した施策となり、当事者が本当に求める支援が行われない可能性があるかと危惧しております。

そこで、札幌市が当事者の視点に立った取組を実施していることを周知するためにも、いじめ被害者やヤングケアラー等を特別子ども委員として登用することで、よりよい施策の実行につながると考えています。

一方で、委員会への参加は、当事者にとって精神的負荷が高かったり、時間的制約があることにより難しい可能性がありますので、匿名を前提としての書面回答やTeamsなどでの参加を認めることが適切と考えております。

2点目は、質問ですが、7ページに子どもに向けた子どもの権利に関する出前講座を実施したとありますが、これは学校でも講座が行われているのでしょうか。もしそうでしたら、実施件数を増加させるためにも、例えば、中学校では、公民分野の授業が始まるおおよそのタイミングで出前講座のテーマ集を配付したり、子どもの権利推進課の皆様から働きかけることで実施件数が増加し、生徒も子どもの権利への理解が深まることが期待されると思っております。

以下2点、ご教示願います。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) まず、1点目でございます。

貴重なご意見をありがとうございます。

確かに、そのとおりでございますので、こちらについては、今後、札幌市の市政に関していろいろな場面があるかと思っておりますので、取り入れられるかどうかも含めまして、検討課題とさせていただければと思います。

2点目の7ページの出前講座のご質問でございますけれども、令和7年度に関しては、学校関係で

はPTAや先生に対してになりまして、子どもへの出前講座は実施されなかったところでございます。
子どもには、児童会館への出前講座がございました。

○寺島委員長 ほかに、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○B委員 公募委員のBです。

25ページの①の真ん中に、心の健康観察アプリという市立の学校でやっていらっしゃるものがあると思うのですが、私も中学生のときに利用しました。体調やメンタルが厳しいときにそれに入力して、担任の先生から大丈夫などと声をかけていただいて、すごく助かったのですが、令和6年度と書いてあって、もう少し長くやってもいいのではないか、今もやっていたらいいなと思ったのですが、意見として取り入れてもらえたらうれしいです。

○事務局(湯澤児童生徒担当係長) 札幌市教育委員会児童生徒担当課の湯澤でございます。

貴重なご意見、そして、うれしいご意見をありがとうございます。

お話しいただいたように、本アプリは、令和6年度から全ての市立学校に導入しており、令和7年度、そして、令和8年度も活用しておりまして、今年度で3年目となっております。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○E委員 公募委員のEと申します。

私の子どもは中学校1年生ですが、こういった子どもの権利の冊子などを小学校のときと中学校1年生でいただいていた、昨日も話をしていたのですが、子どもの権利の理解が小学校4年生から中学校1年生まであまり飛躍していなくて、すごくもったいないなと思っているところです。

確かに、家庭においても子どもの権利というワードがあまり出てきていないなと昨日気づいて、子どもに、子どもの権利って正直なところ何だかと思うと聞いてみたのです。そうしたら、いや、子どもの権利、子どもの権利と大人は言うけれども、聞いてくれないじゃないと言うのです。そうか、土台に、大人はなかなか聞いてくれないみたいなのがあって、それがちょっとずつ積み重なっているということもあるのかなと私もすごく反省しました。

確かに、慌ただしく毎日が過ぎる中で、子どものこうしたい、ああしたいというものを全てきちんと聞けるということもなかなかなかったりもしますし、多分、学校だって、この資料を見る限り、すごくたくさんやってくださっていると考えております。ですから、いろいろな環境がある中で、子どもの権利は、まず大人に人員や余裕がないと生み出すことがすごく難しいところもあるのかなとっております。

それで、今年度は、子どもの権利の大人への普及、教育をどんな感じで進めていかれるのかということと、学校でももうすごくたくさんやってくださっていると思いますし、先生がすごく大変なことは保護者も感じているのですが、子どもの権利を伝えたり、子どもに寄り添える人員や余裕というものが、学校や保育園、幼稚園など、地域にあるのかをお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

○事務局(品川代表子どもの権利救済委員) 子どもアシストセンターでの取組について、少しご説明

させていただきます。

子どもアシストセンターでは、年に2回、あしすと通信という保護者向けのものを出しており、小学校、中学校、高校、幼稚園、保育所、全てに送付させていただいています。

去年は、子どもの権利って何だろう、子育ての中ではどういうことだろうということを分かりやすくご説明させていただいて、それを一面に書きまして、裏面には、こうすることで何でも相談してくださいねというようなメッセージを出しております。あしすと通信を出しますと、やはり保護者の方からの相談が多くなる傾向がありますので、見ていただけているのだなと私たちも受け止めており、今後も、保護者の方たちに対して、子どもの権利というものを分かりやすくお伝えしたいと考えております。

E委員もおっしゃっていたように、保護者の方は、大抵、本当に一生懸命子育てをされていて余裕がなく、また、生活もしていかなければなりません。でも、子どもは子どもで、親に遠慮してなかなか言えないということが相談の中からも見えてくるところがありますので、ぜひ、私たちが子どものそういう状況を伝えられるような取組もできたらいいなと考えております。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) あわせて、大人への啓発の方法ですけれども、6ページに一覧がございまして、この中の二つ目のKenri Bookという冊子は一般の方、それから、上から四つ目の乳幼児保護者向けリーフレットは、保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者向けということで、幼稚園、保育所を通して配付させていただいております。

また、母子健康手帳は、妊娠届提出のときに区の保健センターで渡されるものですが、子どもの権利についても啓発できるものになっております。

それから、子育てガイドは、保健師が出産後に家庭訪問をさせていただくときに持参して、皆さんにお渡しさせていただいているところでございます。

そのほか、子どもアシストセンターでは、札幌市内のドラッグストア3社の各店舗のレジ横にカードを置かせていただいたり、PRのステッカーやポスターを公共機関などに貼ったりということで、広報・啓発をさせていただいているところでございます。

確かに、届きづらいということは存じておりますので、今後、考えていきたいと思います。

○寺島委員長 それでは、ほかにご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○M委員 公募委員のMです。よろしくお願いします。

実は、話したいことがたくさんあって、迷ってしまうのですけれども、私自身は、今、高1と小6になった娘2人を育てる父親の立場でもあるのですが、福祉の仕事をしていまして、いろいろな立場からお話ができるのではないかと考えていました。

一つは、今、E委員からありました学校の先生が大変だというお話は、私もひしひしと感じています。

それで、学校の先生に対する研修がたくさん組まれていて、例えば、8ページの学校教育における理解促進に向けた取組で、先生方が大変な中、いろいろな研修を受けているのだなと思って、頭が下がる思いですが、キーワードが不祥事、虐待、いじめなど、どうしてもネガティブなキーワードが多くて、

もちろん、そこへの対策あるいは予防することはとても大切だと思います。一方で、今回の指標となっている、2ページの上段の子どもの権利が大切にされていると思う人の割合が、子どもの数値が44.4%と、大人もそうですけれども、残念ながら下がっていると考え、子どもの権利とは何かということも大切ですが、子どもたちが自分が大切にされているということ、あるいは、福祉の現場でもよく言いますが、自己肯定感を高める機会をもっともっとたくさん増やしていけばいいのではないかとというのが、一つの提案というか、意見です。

そう思った理由の一つが、実は、私はヤングケアラーの世帯訪問支援事業を担当していて、令和7年は、ご病気のご家族がいて大変な思いをされているお子さんの世帯に、私が直接入ってお話をする機会がありました。

そういう大変な状況になると、なかなか外に目が向けにくくなったり、学校行事などの自己肯定感を高めるイベントに対する意識もなかなか向かないのです。決して悪い意味ではなくて、家のことが大変なので、家の中のことに意識が向いていると、なかなか外に意識が向かないということもあったりします。

ヤングケアラーもそうですけれども、いじめの被害に遭ったお子さんなども含めて、先ほどD委員がおっしゃっていたように、いかにその当事者たちの思いを大人が酌み取って話を聞いて、何か手助けができることはないかを考えてやっていくことが必要ではないか、その中に、子どもたちの自己肯定感を高めたり、やる気が出る仕組みやきっかけが必要ではないかと常々考えて仕事をしています。

残念ながら、そのヤングケアラー支援で入った世帯は、今、私たちの手を離れてしまったのですけれども、できることがもっとあったのではないかと考えております。そして、これは子どもたちの権利のための計画だと思うので、子どもたちを主人公にした、当事者を主人公にした意見の酌み上げや自己肯定感を高める取組などができていけばいいのではないかと思います。

ほぼ感想になってしまいましたけれども、そんなことを思いながら、日々、娘たちを育てている1人の意見としてお聞きいただければと思います。ありがとうございます。

○寺島委員長 先ほど、D委員から出されたご意見とも重なるのですが、何かコメントとして事務局から付け加えていただくことはありませんか。

○事務局(園部研修担当係長) 教育委員会教職員育成担当課の園部と申します。

貴重なご意見をありがとうございます。

私は、主に、研修を通して、教職員への啓発に関わっておりまして、その基盤には、子ども一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりというものがあるのですけれども、今、お話ししていただいたように、それが不祥事予防のためという形で教職員の皆さんに伝わっていくのは、やはりよくないことだなと思っております。

今年度から、研修の指標となる教職員育成指標に、子どもの「人間尊重の教育」を位置づけて、明確にその狙いというものを土台に据えて研修を行っているところですので、その指標を基に、プラスのイ

メージ、子どものありのままを大事にするという目的が教職員の皆さんに伝わるように内容を精査していきたいと思います。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○J委員 公募委員のJです。よろしくお願いします。

今、M委員もおっしゃっていたのですが、外に意識が向けられない子どもが現実にいると思うのです。私は、児童会館などで人形劇を見せたりしているのですけれども、おととい、5月5日に、こぐま座で子どもたちに人形劇を見せてきました。そこに来る子どもたちは、お父さん、お母さんが抱きしめて連れてきて、手を握って一緒に人形劇を見ている、とても恵まれた子どもたちですが、そこに来られない子どもたちもいらっしゃいます。今この資料を見ても、アプリ、SNS、交流サロン、子どもアシストセンター、子ども運営委員会とありますが、結局、学級委員になりたい人と聞いて手を挙げられる子どもは、多分、こういうことに参加できると思うのですけれども、児童会館に行けない子、保健室にしか行けない子、それから、部活にすら入る勇気のない子、そういった子どもたちに対して、現在、札幌市としては、どんな形でケアをしているのでしょうか。

○事務局(村上教育相談担当係長) 札幌市教育委員会教育相談担当課の村上です。

その場に参加できない状況のお子様たちということで、私たちも、まず学校に足が向かない、その場に行けないお子さんたちを迎える先というか、目的地となる場所として、学校外に教育支援センターというものを設けておりますが、さらにそこに行けない状況、家からなかなか出られない状況のお子さんたちには、今、オンラインの支援ということで、お子さんがパソコンを立ち上げてくれるというところが大切にはなるのですけれども、そこは保護者の方の援助を受けてスタートしたり、立ち上げた状態のままに関われる場も設定させていただいている状況です。

令和7年度の実例を取り上げますと、1年間ぐらい学校に足が向かなかったのですが、オンラインで動物園や市の施設を利用したイベントを起こしたときに、実際に外に出てこられた、対面の活動に参加できたお子さんもお一人いらっしゃいました。ですから、そのような選択肢を広げるように、今、準備を進めているところでございます。

○寺島委員長 ほかにご意見はございませんか。

○N委員 児童養護施設施設長のNでございます。

そもそも、子どもの最善の利益を守ることができなかつたり、子どもの権利が侵害された子どもたちが児童相談所を通して施設で生活することになるのですが、やはり自己肯定感が非常に低いです。現在、当園では、41名の子どもたちが生活をしているのですけれども、子どもの最善の利益とは何か、子どもの権利とは何かということを常に考えながら子どもたちを養育していく専門職が児童養護施設の職員だと私自身も考えております。

やはり、地域には、札幌市のいろいろな施策に届かない子どもたちがいるのです。その子どもたちをどう支援していくか、援助していくかということはとても大事なことで、当園でも、児童家庭支援セン

ターという地域支援をしている場所があります。まだまだPR不足だったりもするのですけれども、札幌市にはセンターが数か所ありますし、また、ショートステイ事業、虐待の早期発見、早期対応をする機関がありますということを、施設でもPRは必要であると思いますし、札幌市もそこは把握していると思うので、そういう相談機関がありますとPRしていくことが子どもの権利を守る一つの施策かなと感じています。

23ページに書かれている社会的養護の子どもたちですが、施設を巣立った後、社会になかなかうまく適用できない子どもたちが現実的にいるのです。そこで、(2)の③社会的養護自立支援拠点事業の設置というのは、施設としては大変うれしいことだと思っております。既に羊ヶ丘養護園も連携、協働しながら、もう子どもではないですけれども、社会でうまくいかない子たちを支えていくことは、すごく大事な事業だと思っております。

また、施設を巣立って若者になったという方もたくさんいるのかなと思っています。私も、長い間、施設で子どもたちの支援をしてきているのですけれども、自分の施設だけではなくて、社会の取組についても協力しながら、自分たちに何ができるかということも含めて考えていかなければいけないと思っています。

皆さんの今のご意見を聞いて、まだまだやらねばならないことがたくさんあるのかなと思いました。

○寺島委員長 ご意見をいただきました。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

ほかに、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○C委員 北翔大学のCと申します。よろしくお願いいたします。

質問です。1ページの活動指標と、2ページと30ページの成果指標の子どもの権利が大切にされていると思う人の割合と、その下の自分には様々な可能性があると思う子どもの割合と、31ページの活動指標の子どもの権利についての認知度で、調査を行ったときに結果を見せていただいたと思うのですけれども、どうやって質問しているのか、教えていただけますか。

○事務局(野村子どもの権利推進担当係長) 子どもの権利推進担当係長の野村と申します。

私からお答えさせていただきます。

まず、子どもの権利の認知度ですが、あなたは子どもの権利について聞いたことがありますかという質問の仕方をしています。

それで、答えとしましては、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」もしくは「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」「聞いたことはあるが、内容はわからない」という回答について、聞いたことがあると答えたということでまとめています。あとは、「聞いたことはない」という回答と無回答でございました。

次に、あなたは、札幌の子どもたちは子どもの権利が大切にされていると思いますかという質問の仕方をしています。

これについては、「大切にされている場合が多い」「どちらかというと大切にされている場合が多い」

という回答が、子どもについては44.4%でございました。あとは、「どちらかという大切にされていない場合が多い」「大切にされていない場合が多い」「わからない」という回答になっております。

そして、自分には様々な可能性があると思う子どもの割合の聞き方ですけれども、ここの設問は、自分自身のことについての質問になっておりまして、何項目か自己肯定感を図るような設問を挙げています。例えば、毎日が充実している、自分のことを理解してくれる人がいる、今の自分のことが好きだ、自分という存在を大切に思える、その中の一つとして、自分には様々な可能性があると思うという聞き方をしております。これの回答として、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」という回答を設けており、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を含めまして、62.4%という結果になっておりました。

○C委員 なぜお聞きしたかという、自分自身についてと聞いているところは、自分事として答えるのだろうと思うのですが、子どもの権利が大切にされていると思うかということになると、あなたはと聞いていても、上手くイメージがついていないのではないかという気がしていたのです。せっかく一生懸命やられているのに、令和7年度が当初値と比べてこんなに落ちていくかなという気がしていたので、聞き方で変わるのではないか、自分事になっていったら少し変わるのかなと思ったのです。年度で見ていっているんで、聞き方を変えていいものなのかどうかもあるかと思ったのですが、せっかく活動しているんで、そこを工夫したらまた変わってくるのかな、やる気もそこでまた出てくるかなと思いました。

あとは、これは私の意見ですけれども、今、一生懸命、不登校のことなどでしていただいていることが、もしかしら、今は結果として出ないかもしれませんが、大学にいても、小学校、中学校が不登校で、高校は通信制に通っていても、大学に入ってから一日も休まずに来られていて、今、採用試験を受けるために勉強している子が私の養護教諭養成のところにも数名います。すぐに結果が出ないかもしれませんが、今していただいていることを続けていただくことがすごく大事なのではないかと考えているので、これからもよろしくお願いします。

○寺島委員長 今、C委員からご質問のあった点を確認させていただきたいのですが、質問の仕方を変えたということはあるのですか。それはどうだったのでしょうか。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 変えておりません。

○寺島委員長 分かりました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

○D委員 追加の質問と意見です。

27ページの困難を抱える若年女性支援事業についてですが、夜間見回り実施回数が比較的少ないように感じました。支援に結びつく重要な取組であると認識しているため、その理由をお聞かせいただければと思います。

これは、市の資料には載っていないのですが、令和7年度の厚生労働省と警察庁の調査によ

ると、19歳までは、女性の自殺者数が男性の自殺者数を上回るものの、20歳から29歳は、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っているため、若年男性に対しても同様に支援事業が必要かと思われました。

続いて、26ページの自殺予防事業についてですが、希死念慮を抱いている人全員が誰かに相談するとは限らないと思っていて、したがって、心の健康観察アプリで気持ちを打ち明ける児童生徒も、全員というか、多くはないのではないかと考えています。

それから、自殺対策基本法を考慮すると、アプリの活用は継続した上で、ネットパトロールの拡大や、10代女性の約5割、男性は約2割が悩み相談に生成AIを利用することから、札幌市にもAIお悩み相談がありますので、そちらの周知を行うことが効果的であると個人的に考えておりました。

私の所感について、市としての見解をお尋ねしたいと思います。

○事務局(馬場子どものくらし・若者支援担当課長) 子どものくらし・若者支援担当課長の馬場です。

私が担当しております困難を抱える若年女性支援事業LiNKの取組状況についてご回答いたします。

アウトリーチ支援につきまして、夜間見回り実施回数が9回ということで、少ないのではというご質問でございました。

確かに、おっしゃるとおり、月1回以下でございます。こちらは、主に大通からすすきのの繁華街を夜間に歩きまして、若い女性に声をかけて、まずはこのLiNK事業を知ってもらおうということを目的に実施しているものでございます。会って、いきなり、あなたは困っていますよね、何か私たちにお手伝いできることはありませんかという声のかけ方は非常に難しいので、ここはまず事業を知ってもらうことを目的にやっているものでございます。

また、すすきのや大通というまちの特性上、女性が1人で歩いているというか、声をかける対象の女性を見つけることがなかなか難しいと、やっていて正直感じております。そのために、SNSの見回りも併用して行っているのですが、こちらは、ハッシュタグで、例えば、パパ活、今夜泊めてほしいなど、居場所がなくてまちなかをさまよっている女性を探し出して、その方に、直接、こういった事業で何かお役に立てることはないかといった声かけをしているところでございます。

アウトリーチの方法は、現在もいろいろ試行錯誤しながらやっているところでございますので、回数を増やすかどうかについても併せて引き続き検討していきたいと考えております。

それから、委員のご質問のとおり、誰にも悩みを相談できず、孤立している若い男性がいることも、もちろん承知しております。そういった方へのアプローチが不要ということでは決してなくて、こちらの事業は、例えば、お金がない、居場所がないといったことが、その後、性的搾取や望まない妊娠といった女性特有の問題につながっていくということがありまして、そういったことを防ぐために、女性をターゲットにしてやっているところでございます。

若い男性の支援につきましても、その必要性は重々承知しておりますので、いろいろなアウトリーチも含めた支援の方法を検討してまいりたいと考えております。

○事務局(湯澤児童生徒担当係長) 私から、シャボテンログの話も含めて、相談というあたりでご説明させていただきます。

今、委員からお話のあったとおり、やはり、相談できるお子さんもいれば、なかなか相談できないお子さんもいて、学校現場では、いろいろな子どもたちの多様なニーズに応えるために、いろいろなものを活用しながら、それこそアプリも活用しながら、取り組んでいるところでございます。

心の健康観察アプリを導入したきっかけの一つとしては、やはりなかなか声に出して直接相談できないお子さんが、ボタンを一つ押すだけ、あるいは、先生のほうから気づいてくれて声をかけてもらえる、そういうなかなか出せない心の悩みに気づけるようなものとして導入したところでございました。まだまだ3年目というところもあり、課題もいろいろありますので、そういったところは、また好事例を各学校に周知するなどしながら徹底していきたいと考えております。

また、自殺予防事業の中で、相談窓口周知カードという記載がございます。こちらは、当課で毎年小学校4年生以上のお子様に配付しているカードですけれども、そこには、例えば、「性暴力を受けたら」「体罰、性被害を受けたら」「困ったり、悩んだりしたら」などと、具体的に相談先を幾つか掲載しております。より適切な相談先を掲載するなどということも検討しながら、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○寺島委員長 ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

まだご発言されていらっしゃる委員から何かございませんか。

○L委員 公募委員のLと申します。

30ページの子どもの権利が大切にされていると思う人の割合について、先ほどのご説明の中で、令和7年度から質問内容は変わっていないが、アンケート方法が変わったとおっしゃられていたと思うのですが、令和6年度から令和7年度にかけて、急激に子どもの権利が大切にされていると思う人の割合の低下が見られます。私的には、その一つの要因として、子どもの権利についての認知度が上がったということが関係していると思っていて、認知度が上がったため、その解像度が上がったから、子どもの権利について今まで曖昧だったものが具体的にイメージできて、それで、実際にこういう面であつたらどうなのだろうという疑問が湧いてきて、その割合が低下してしまったのではないかと考えているのですが、この意見についてと、もしくは、そのほかに考えられるこの割合の急激な低下について、意見がありましたら教えていただきたいと思います。

○寺島委員長 私もその点について気になっていたのですが、事務局からご回答をいただければと思います。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 鋭い考察をありがとうございます。そういう面も確かにあると思います。

私どもが考えている大きな要因は、1ページの表をご覧くださいと思うのですが、令和6年度と令和7年度で調査方法が変わりまして、大人については回収数が10倍近く増えていたり、子どもについては30倍というようなどころがあります。これは、オープン調査といいまして、子どもについては一人一台端末に配信し、回答するというような回収の仕方をしたのですけれども、ある程度気軽にできることによって、言葉では聞いたことがあるけど、具体的にはわからないとして、このような結果の回答につながったのかなと思うところでございます。

今回の市民アンケート調査では、このような結果になっているのですけれども、先ほどのC委員の指摘のありました聞き方とも関係するのかもしれないですが、別の質問では、子どもが大切にされているかと聞いたところ、これとはまた違う数値が出てきました。また、例えば、その調査をした時点で、子どもの権利が侵害されるようないじめの事件や子どもが被害に遭うようなニュースがあったら、やはり権利が大切にされていないという意見になってしまうところもあると思うので、単年度で、上がった、落ちたと見るのは適切ではないと思ってはいます。

ただ、低い数値が出たという結果は事実でございますので、引き続き、子どもの権利の内容の周知、理解していただくような取組を続けていきたいと思っております。

先ほど申し上げたのは、子どもが大切にされている社会だと思う割合を問う設問でして、権利という言葉ではないのですけれども、そういうものでしたら、子どもでは、78.4%で大切にされていると実感しているという回答になっております。権利が大切にされているというところにはつながっていないけれども、自分自身が大切にされているという実感はあるという調査結果になっておりますので、聞き方というところもあるのかなと考えております。先ほど、C委員がおっしゃられたように、自分事になると高い数値が出るという傾向は確かにあるのかなと思いました。

○寺島委員長 そちらの調査方法はいかがでしたか。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) オープン調査になっております。

○寺島委員長 分かりました。

ほかに、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○OK委員 札幌市PTA協議会副会長を務めておりますKです。

私は、この委員会は2期目になっているのですけれども、毎回、本当に皆さんの意見をすごい、なるほどなどと思いながら聞いています。意見をまとめるのが苦手で、あまり発言はしていないのですけれども、私は、PTAという組織の立場で来ているので、客観的に聞いているところではあります。

ただ、今、一番下の子どもが中学生という保護者の立場として毎回思うことは、やはり親世代に情報が行き渡っていないということを常を感じています。私は、常に、子どもの権利が守られるためには、まず、親の権利が守られるべきなのではないかとすごく思っていて、親が幸せであるというか、きちんと整っていることが子育てに直結するし、子どもに目を向けられるのではないかと思っています。そういった取組がまだ足りないのかな、そういうところを担えるのが我々PTAという立場で、学校現場、

地域とつながれるところかなと思っているので、もっとPTAを使っていたきたいというか、そういったシステムができればいいなと常に思っています。

私たちPTAの課題として、またいろいろな取組や協力体制などを築いていただければありがたいなと思っています。私は代表で来ている立場ですので、もっと幅広く保護者の皆さんにお伝えできていければいいなと思っていますところです。

まとまりがないのですけれども、感想でした。ありがとうございます。

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 貴重なご意見をありがとうございます。

確かに、親世代への子どもの権利の啓発は必要であると思っております。

7ページですが、子どもアシストセンターでもPTAの方々に対しての出前講座もありまして、説明に伺う機会がございますので、こういった点もこれからPRさせていただきたいと思っております。ぜひご活用いただければと思います。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○A委員 民生委員の立場からお話しさせていただきます。

今、皆さんのご意見をお聞きして、とても参考にさせていただきました。

私は、五、六年前からご飯を食べられない人たちにお弁当をつくっているのです。それはボランティアで、お手伝いしたり、それから、お弁当を配ったりということを5年ぐらい続けています。

それで、学校へご挨拶に年に一、二回伺うのですけれども、そのときに、なかなかご飯が食べられない子がおりまして、お母さんは働いているのですけれども、子どもに聞いたら、お母さんが全くご飯をつくらない、給食でお腹いっぱいになっているというご家庭なのです。そこに、毎週1回、お弁当をお届けして大体5年近くになります。子どももだんだん大きくなってきましたが、中学生になったときから全く学校に行けなくなったのです。まず、勉強についていけない、小学校のときは給食もあるし、何とか学校に行っていたのですけれども、中学生になったら、本当に四、五日たった後から行けなくなりました。

いろいろな人たちも関わりながら何とかうまくやっていきたいねということでお母さんにはいつも声をかけていますが、子どもが小さいときから嫌な思いをしたのですと言って、なかなか受け入れてくれないのです。だから、手伝いたいなと思っても、いつも拒否の状態になってしまったり、電話をかけても連絡が取れなかったり、お弁当の日だけは何とか子どもに会えるので、安否確認はできるのですけれども、なかなか難しいという状況からもう本当に丸々4年ぐらいたっています。そこから、いろいろな形で何とか打破して、子どもたちをいい状況にしていきたいと思っていて、4年もたっているのになかなかうまくいっていないという、本当にジレンマです。

そこに、教育委員会から何とか手を差し伸べるようなものはないのかないつも思っています。いご意見がありましたら、ぜひよろしく願いいたします。

○寺島委員長 もしかすると、ほかに類似の事例や案件があつて、対応を検討されたこともあるかもしれないのですけれども、そういった対応の場合の制度的な取組も含めて、何かご説明いただける

ことがありましたらお願いいたします。

○事務局(村上教育相談担当係長) 教育委員会教育相談担当課の村上が回答させていただきます。

学校に来られない状況のお子様という前提でお話をさせていただきます。さらに言いますと、ご家庭がなかなか困難な状況であるお子さんということで、とにかく、どなたが関係性をつくっていくのかということが課題になってくるかなと思っているところです。

その関係性が太くなっていったときに、関係性を増やしていくという段階がいろいろあるかなと思いますが、私たちの支援としてできそうなこととしては、必ずしもできるということではないのですが、例えば、学校に来られない状況であれば、ご自宅に顔を出す先生もいるかもしれません。ただ、先生というチャンネルが苦手なお子さんやご家庭もいらっしゃいます。その場合に、相談支援パートナーという先生ではない有償ボランティアの方に一緒に家庭訪問で行っていただいて関係性をつくっていくことがあります。これはボランティアの活動でございますので、学校で強制ということとはできない状況ではございますが、中には、そのようなつながりをつくってくださるパートナーもいらっしゃいます。あとは、スクールカウンセラーの中にも、学校で構えて待っているだけではなくて、お時間の許す30分なら30分の枠の中で、学校から10分かけてご自宅に伺い、10分間滞在し、10分間で帰ってくるというようなスクールカウンセラーもいらっしゃいますので、機能としては不可能ではないです。

ただ、全員がそれをできる状況かと言われると、そこはお答えが難しいところではございますが、そういう関係性をつくっていける大人は実際にいる状況ではあるかなと思っているところです。

○A委員 聞くとところによりますと、学校に来られない子たちが自由に参加できる教室が設けられていて、好きな時間に登校して、好きな時間に帰って、給食を食べるよと言うとそこに給食が運ばれたり、そこで何をして過ごしてもいいという学校が随分増えてきているように感じるのですが、ない学校もたくさんあるのです。

今、私が関わっている中学校は、そういう教室が全くなくて、もちろん、保健室登校や、先生も家庭訪問をしていらっしゃるようなのですが、親と連絡が取りたくても取れない、学校から親に連絡をしても一切電話に出ない、例えば、友達が来ても会いたくないと本人が拒否するなど、そういうことが何回も繰り返されているようなのです。それならば、せめて学校に行ける状況、行ける教室、全ての学校にそういう場所があるといいなと思うのですが、なかなかそうはならないものではないでしょうか。

○事務局(村上教育相談担当係長) 教育相談担当課が回答させていただきます。

不登校状況のお子さんたちだけではなく、教室に入りづらいお子さんたちの教室外の場所として、私たちは校内教育支援センターという大きな名前をつけているものがございます。これは各学校で呼び方が違っていきまして、心の教室という名前だったり、全く一般的な名称を使っている学校もございます。

ただ、空きスペースがない学校もございまして、今言われたように、私は中学校ではあまり想像がつ

かないのですが、小学校では、実際に職員室の教頭先生の横だったり、校長室を使っていたり、それから、教材室の一角を空けてそのような場所としている学校もございます。

さらに、私たちが課題として捉えているのは、相談支援パートナーの活動時間で、令和8年度は、中学校、小学校、両方とも、およそ年間で700時間、1日あたりにしますと4時間程度の活動時間ということで配当させていただいたところがございます。例えば、その4時間の枠組みというのが、小学校の場合は8時半から12時半、それから、中学校の場合は10時から14時など、その年度によって状況が変わるところはございますが、そのお子さんたちが学校に行きやすい時間帯に設定されていたりします。

ただ、不登校状況のお子さんたちが多い学校に関しては、例えば1校で80名を超える中学校もございます。ですから、パートナーが1名体制であれば、お一人でお子さんたち全員の対応がなかなか難しく、先生方のご協力がないと難しい状況になります。そのため、今年度は、中学校のパートナーの時間数を倍増させていただいております。

確かに、場所と人という問題もございますが、おっしゃるとおり、学校によって、その運営に差があるというのは事実として私たちも捉えているところです。ですから、今年度は、時間数を重点的に加配させていただきまして、さらに、学校には、先生方のご協力もいただいて、校内教育支援センターの運営のお願いをしているところです。

おっしゃるとおり、給食だけだったら食べられるのにというお子さんもいらっしゃいます。私が相談を受けている中でも、給食だけ食べに行っているお子さんもいらっしゃいます。ただ、学校によっては、運営上、給食が食べられる曜日を決めている学校もありますので、令和8年度の私たちの目標としましては、教室以外であれば登校できるお子さんたちが制限を受けないということを目指しているところがございます。令和8年度にそれがかなうかどうか分かりませんが、それを目指して運営をしているところでございます。

○寺島委員長 それでは、委員の皆様から一通りご発言いただきましたので、副委員長からいかがでしょうか。

○古川副委員長 山の手南小学校で校長を務めています古川と申します。今年度は、札幌市校長会の副会長を仰せつかっております。

この子どもの権利委員会については、今年で2年目となります。それで、今、皆さんの様々なお立場からいろいろなお話を聞かせていただいて、現場でもとても参考になるなというお話がたくさんありました。

私は、校長という立場で子どもたちに関わっているので、学校として何を大事にしなければいけないのかということでお話しさせていただきたいと思います。

子どもの権利と考えたときに、やはり学校現場で大事にしなければいけないのは、子どもをしっかり捉える、子どもの声をしっかり聞く、これに尽きると、いろいろな方のお話を聞かせていただきながら

感じました。その声というのは、実際に表に出てくる声もちろんですけども、心の声という表に出てこない見えない声をどう聞けるかということが大事かと思います。言葉として表側に出てくるものだけではなく、心の中にあって捉えることが難しいものについて、それは難しいからいいやではなくて、例えば、子どもの表情、子どもの動きなど、子どもが発している様々な状況を多面的に見て子どもを捉えるということがすごく大事だと思います。

あわせて、その子どもの声というのは、子どもだけの問題もありますし、その子どもの背景として家庭に問題があることもあるので、子どもの様子を見たときに、その背景にあるご家庭がどういう状況であるかということも併せて考えながら子どもを捉えることが大事になってくると思っています。

先ほど、子どもの話を聞いてくれないというお話がありましたが、学校の先生として、先生、話を聞いてくれないよねと言われるのは、とてもつらいのです。これは、ご家庭でも一緒だと思うのです。うちの親お父さん、私のお話を聞いてくれないよねと同じことだと思うのです。ですから、しっかりと子どもをいろいろな状況から捉えて、そして、背景も考えながら捉えていかなければいけない、ここに尽きると、それがあからこそ、子どもの権利をどう守っていけるかというところにつながると思います。

私たち教員としては、子どもを捉える目と心を磨かなければいけないと思っています。そのために大事なものは、私たち教員も心と体に余裕がないと見取ることも難しいかと思います。それは、ご家庭でも同じかと思います。先ほど、家庭の安定ということもありましたが、そういう心と体の安定があるからこそ、しっかり見取ることもできると思います。

そして、それがあからこそ、子どもに寄り添うこともできるし、一人一人が大切にされるということにもつながっていくと思いますし、その先に、子どもの声が聞けて、それに対してしっかりと対応をすることによって、少しずつ子どもたちの中に自信、そして、集団で暮らす安心というものが生まれて、学校が楽しいと思える、それが子どもにとって、学校の中での権利が守られることにつながるのかなと感じながらお話を聞かせてもらいました。

最後に、やはり子どもをしっかりと見取るということがあるからこそ、いじめから子どもを守るということもできるのだと思います。やはり、その感覚が鈍ると、発見が遅くなってしまいますので、子どもの表情、行動、言葉、いろいろなところから見取り、さらに言うと、子どもだけではなくて、保護者からの声というものもとても大事です。そういうところも併せて子どもを見取って、いじめも含めて、しっかりと対応していかなければいけないと思いながら皆さんのお話を聞かせていただきました。とても参考になりました。

何のまとめでもないのですけれども、こんな感想を持ちました。ありがとうございました

○寺島委員長 様々なご意見に触れて、多くのご説明もいただきまして、私も学ぶことが多くございました。

資料の28ページの終わりから29ページにかけて、⑤児童生徒を取り巻く問題解決への支援(スクールソーシャルワーカー活用事業)とございますけれども、ここでは、前年度に比べ、令和7年度の

対応件数は非常に大きな伸びを見せております。これも含めて、市としていろいろな取組に努めておられることが改めて分かりました。

一方で、出されたご意見の中で、その当事者の置かれている気持ちと状況をどのようにすくい上げていくか、また、どのようにしてコンタクトを取るかが課題であるということが改めて浮かび上がりました。

そして、これまでの議論の中で度々指摘されておりましたが、2ページの成果指標の中に掲載されております子どもの権利が大切にされていると思う人の割合が大幅に低下したということ、また、自分には様々な可能性があると思う子どもの割合もかなり低下しているという点で、その背景や要因について、先ほどご説明がありましたけれども、数値が低くなっているということは、それ自体としてやはり深刻な問題でありますので、さらに、その対応の検討を深めていく必要があろうかと思っております。

それでは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和7年度取組状況の報告について、ご意見は以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議題は、終了となります。

全体を通して、改めてご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 ないようでしたら、本日の全ての議事がこれで終了となりますので、事務局へお戻しいたします。

3. 閉 会

○事務局(柄澤子どもの権利推進課長) 寺島委員長、ありがとうございました。

それでは、本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。

本日の議事等に関しまして、改めてご意見やご質問がございましたら、お手数ですが、後ほどメールなどにて事務局にお寄せいただければ幸いです。

なお、今後の委員会の開催でございますが、現時点で確定しているものとしましては、令和8年度の取組状況に関する報告となります。それ以外に審議が必要な事項が生じた際には、改めて皆様のご都合を伺った上で開催日時をご案内いたしますので、その際は、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上